

# 医業トピックスQA

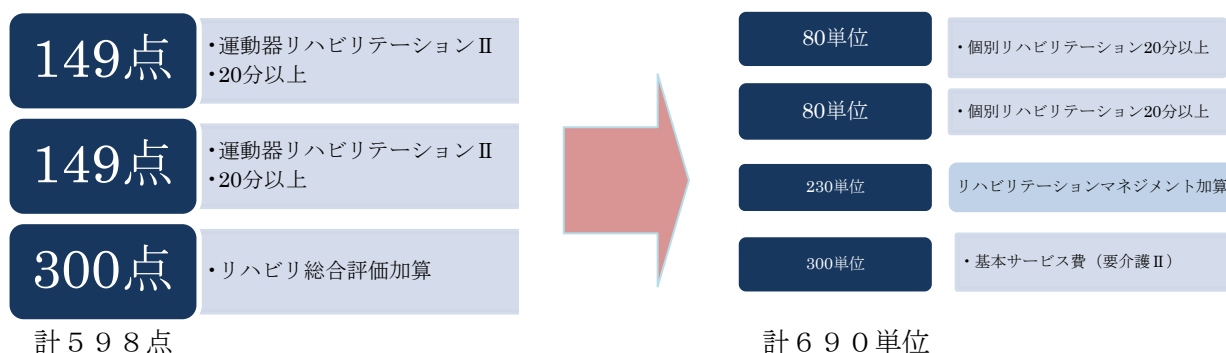
## 今月の院長先生からの質問



**Q** 現在、運動器リハビリテーションⅡを算定していますが、新たにPTを数名雇うことが決まりました。維持期リハビリの患者さんを介護保険へシフトした場合、報酬イメージではどのようになりますか？

**A** 今回の診療報酬改定で、維持期リハビリは医療保険で適正化され、介護保険で評価が行われています。PTの多い医療機関は通所リハへの人員配置が可能となりますので検討してみてください。

下図は、要介護認定Ⅱの患者さんが2単位のリハビリを受けた場合の医療から介護へのイメージ図です。(算定要件は省略しています。)



## 今月の時事ニュース

### 消費税 10%も「非課税」に困惑

~厚生省説明に診療側

消費税の引上げに関して厚労省剛審議官 唐澤 剛氏は、11 日の中央社会保険医療協議会(中医協)総会で、社会保険診療報酬の非課税扱いを 8%引上げ時のみならず 10%引上げ時にも継続する旨の説明をした。全日本病院協会長である西澤寛俊氏は「10%引上げ時には課税も含めて議論するものと捉えていたので驚いており、今後の対応を検討したい。」と述べた。

現状、消費税は、社会保険診療報酬において非課税であるため医薬品・医療機器を仕入れる際に生じる消費税は医療機関等の「損税」になっている。平成 24 年 2 月に閣議決定された『社会保障・税一体改革大綱』では、現行の医療機関の消費税の「損税」に言及し、診療報酬を非課税とする取扱いは継続するものの医療機関等が高額投資を行った場合の消費税負担について、「新たに一定基準に該当するものに対し区分して手当を行うべく検討する。」と明記している。これを受けて中医協では、消費税増税時の対応を検討するための新たな分科会を設置する方針を定めた。分科会では、消費税導入時や 5%引上げ時の対応を検証し、医療機関の負担について実態調査を行ったうえで、13 年度前半内に「消費税 8%引上げ時の対応」の概要を取りまとめるとした。